

議 事 録

1 会議名称

平成29年度第2回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

平成30年3月26日（月） 午後1時25分から午後2時50分まで

3 開催場所

滝沢市役所3階庁議室

4 出席者

(1) 委員

松下 壽夫

高橋 耕

三田地 宣子

石堂 淳

内田 浩

安保 和子

(2) 事務局

企画総務部総務課 課長 勝田 裕征

企画総務部総務課 総括主査 和川 早苗

企画総務部総務課 主査 千葉 雄太

企画総務部総務課 主事 佐藤 克也

(3) 関係課

健康福祉部保険年金課 課長 舘澤 俊幸

健康福祉部保険年金課 主事 朝賀 祐人

市民環境部地域づくり推進課 総括主査 佐々木 敬志

市民環境部地域づくり推進課 主査 黒澤 高

教育委員会事務局生涯学習スポーツ課 課長 日向 秀次

教育委員会事務局生涯学習スポーツ課 主査 村田 大輔

企画総務部収納課 課長 正木 賢

企画総務部収納課 総括主査 佐藤 泰生

5 議 事

諮問第1号 個人情報のオンライン結合による提供について（国民健康保険事務）

諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について（広報等送付事務）

諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢市交流拠点複合施設管理運営事務）

諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢ふるさと交流館管理運営事務）

諮問第 5 号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢市多目的研修センター管理運営事務）

諮問第 6 号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢市クレジット収納事務）

6 会議状況

事務局：定刻より少し早いですが、皆さまお揃いですので始めさせていただきたいと思えます。

本日は、年度末のお忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。例年、この時期に開催することはあまりないのですが、来年度当初から開始する事務がある関係でこの時期に開催させていただく運びとなりました。

本日の議題は、「個人情報のオンライン結合による提供」が 1 件、「個人情報取扱事務の委託」が 5 件と件数も多くなっておりませんが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、諮問第 3 号、4 号、5 号については、本来であれば事務を開始する前に事務登録をし、委託をする前に審議会の意見を聴かなければならないところですが、それらの手続を経ずに事務を行っていたため、今回、追認という形で承認いただきたいものであります。大変、申し訳ございませんでした。

では、只今の出席委員は、6 人全員で、半数以上を満たしておりますので、滝沢市行政情報公開条例第 25 条第 2 項の規定により、会議は成立いたします。

では、只今から、平成 29 年度第 2 回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を開会いたします。

事務局：それでは、早速、議事に入ります。

議事に先立ちまして、お諮りいたします。

本審議会は、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会運営要領第 6 条第 1 項の規定により、会長が特に必要があると認めたとき以外は、原則公開となっております。

本日の会議は、この規定により公開として進めたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

委員：異議なし。

事務局：それでは、以後の議事の進行は、滝沢市行政情報公開条例第 24 条第 2 項の規定により、会長にお願ひいたします。

会長：では、議事を進めます。本日の議事は、諮問が 6 件となっております。

では、「諮問第 1 号 個人情報のオンライン結合による提供について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第 1 号について御説明いたします。この案件は、健康福祉部保険年金課が所管する個人情報取扱事務である「国民健康保険事務」について、個人情報の一部をオンライン結合により提供することについて、滝沢市個人情報保護条例第 9 条第 2 項の規定により、諮問するものであります。

概要としましては、平成 30 年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、国民健康保険法の規定により、県は市に対して市が保有するレセプトとい

われる医療報酬明細書等の個人情報の提供を求めることができます。そこで、この情報の提供をオンライン結合による方法で行おうとするものであります。

では、諮問書に沿ってご説明します。1 ページを御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は、「国民健康保険事務」であります。内容は、国民健康保険法に基づき、市の国保被保険者に対し、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付等を行うものであります。

なお、先ほど申し上げたとおり、平成30年度から国民健康保険の広域化が実施され、都道府県も新たな保険者となります。平成27年5月29日付けで公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の国民健康保険法第75条の3の規定に基づき、市町村による保険給付の適正な実施の確保及び「国民健康保険保険給付費等交付金」の適正な交付が図られるよう、都道府県が、広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査等を実施することが可能となり、このことが今回の諮問の契機となっております。

「2 所管課等」は、健康福祉部保険年金課です。3のオンライン結合により提供する個人情報は、(1) 滝沢市被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別 (2) 滝沢市被保険者に係る被保険者証の記号番号 (3) 滝沢市被保険者に係る療養が行われた年月日 (4) 滝沢市被保険者に係る療養が行われた病院、診療所、薬局その他のものの名称及び住所 (5) その他市による保険給付の審査及び支払に係る情報です。

「4 提供先」は、岩手県です。

2 ページをご覧ください。「5 提供先での利用目的」は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の国民健康保険法第75条の3の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の適正交付のための給付点検調査であります。

「6 オンライン結合による提供の方法」ですが、岩手県の国保総合システム専用端末と市の国保総合システム端末をネットワークで繋ぎ、市の国保総合システム内に格納している市の被保険者のレセプト情報を岩手県が岩手県の国保総合専用端末を用いて直接閲覧する方法により提供します。

「7 オンライン結合により提供する理由」ですが、まず、公益上の必要性の観点からの1点目として、岩手県では、これまで個別市町村だけで実施することが難しかった広域的又は医療に関する専門的な見地から給付点検調査を行うことで、より効果的かつ効率的な給付点検調査が可能となり、保険給付及び保険給付費等交付金の交付の適正化が期待できることが挙げられます。

2点目としては、オンライン結合による提供とすることにより、提供する個人情報の準備等に係る事務負担を大幅に軽減することができ、事務の迅速化も期待できます。

次に、個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）ですが、国保総合システムは、国民健康保険団体連合会が管理しており、システムを導入した端末を各市町村、岩手県、岩手県医師国民健康保険組合等に設置し

、国保連ネットワークと呼ばれるネットワーク接続により運用している。国保連ネットワークは、インターネットとは隔離されていること及びシステムの使用にはユーザーIDとパスワードを入力しなければならないことで、機密性を保っているためセキュリティ上の問題はないものと考えております。

最後に「8 オンライン結合による提供の開始時期」については、平成30年4月1日を予定しております。

諮問書の説明は以上ですが、給付点検事務の流れ及びシステムネットワークの詳細について保険年金課からご説明いたします。

保険年金課：それでは、はじめに給付点検事務の流れについて御説明します。4ページを御覧ください。上段が現行の仕組みとなっています。大まかには、国民健康保険団体連合会がレセプトの内容を審査して支払を行い、その後、市町村及び国民健康保険団体連合会において点検し、診療報酬に係る支給決定、減額査定に係る決定等を行っております。下段が今後についてですが、都道府県は、市町村が行った保険給付に係る情報を受けることによって広域的又は専門的な見地から点検を行い、必要に応じ、市町村等に対して再度の審査を求めることができるという内容となっております。次に、システムネットワークにつきましては、5ページを御覧ください。国保総合システム専用端末を活用してレセプト情報を閲覧することをもって市町村からの情報提供に代えることとしています。セキュリティにつきましては、市町村、国民健康保険団体連合会及び岩手県を繋ぐ回線は、インターネットとは完全に隔離された専用の閉域網となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

会長：では、委員の皆様から御意見、御質問はありますか。

委員：滝沢市個人情報保護条例との関係を確認したいのですが、まず、第8条第1項において、原則として個人情報の提供が制限されているが、同項ただし書の規定によって、同項各号に該当するときは例外的に提供できるとなっている。今回のケースは、国民健康保険法に根拠があるので、第1号の「法令等に定めがあるとき。」に該当するため提供が可能となる。ところが、第9条の規定によりオンライン結合による個人情報の提供をするためには、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがない場合に限り、審議会の意見を聴いて実施することができるとなっている。今回のケースは、個人情報の提供については国民健康保険法に根拠があるが、提供の方法については同法に規定がないので諮問事項となっているということではよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：今回、これを新たに始めることによって、市として心配することはありますか。

保険年金課：レセプト情報については、これまでも紙媒体で提供することはありましたし、ネットワーク運用についてもこれまで問題が生じたことはないのですから大丈夫だと考えています。

会長：ほかにないようですので、諮問第1号を承認することで答申してよろしいですか。

委員：異議なし。

会長：それでは、諮問第1号は承認ということで答申することとします。

それでは、「諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第2号について御説明いたします。この案件は、市民環境部地域づくり推進課が所管する個人情報取扱事務である「広報等送付事務」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。

概要としましては、市の広報紙である「広報たきざわ」など市民への配布物の配達について、今まで職員が行っていたものを滝沢市シルバー人材センターに委託しようとするものです。なお、この事務については、以前から存在していたものですが、個人情報取扱事務としての登録がなかったため、今般あわせて登録するものです。

では、諮問書に沿ってご説明します。1ページを御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は、「広報等送付事務」であります。内容は「広報たきざわ」を始めとした市からの配布物や回覧物（以下「広報等」という。）を市民に配布・回覧するものであります。

「2 所管課等」は、市民環境部地域づくり推進課です。

「3 委託先」は、滝沢市シルバー人材センターを予定しています。

「4 委託の内容」の「（1）委託する内容」は、毎月2回の広報紙の発行にあわせて、滝沢市役所から広報等を地区担当員宅に届けることです。

「（2）委託に含まれる個人情報」は、地区担当員の氏名、住所及び電話番号です。「（3）市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「運送委託」となります。この実施要綱が、お配りしている「参考資料2」でございます。こちらの第10条（2ページ）を御覧ください。第10条第1項で、「委託できる個人情報取扱事務は、別表第8に該当すること」が求められています。そして別表第8が11ページです。この表の一番左下の欄に「運送委託」とあります。そしてこの内容が1つ右の欄にあるとおり、「個人情報が含まれる文書等を所定のところへ運搬する」となっており、今回諮問している事務と合致するものです。

では、諮問書の1ページに戻りまして「5 委託の条件」についてですが、こちらはさきほどの実施要綱の第10条第2項において「委託する場合における条件及び必要な措置は別表第9のとおりであること」が求められます。別表第9は「参考資料2」13ページから15ページとなっております。実際に委託する際には、これらの事項を特記仕様書なりに盛り込んで契約することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、平成30年4月を予定しております。以上で、諮問第2号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：今日の全ての事項に関わることなのですが、再委託について、市として再委託の実態を調査しているのかお聞きしたい。

事務局：これまでも個人情報の取扱いについては十分に注意して行っているところですが、世間でも再委託の問題が出ていますので、改めて内部でも徹底して再委託の禁止を契約書等に明記して事務を行うよう周知していきたいと思えます。

委員：3ページの別紙はどういうものなのですか。

地域づくり推進課：実際に委託するときの契約書案です。

委員：ということは最後の再委託の禁止が効いてくるということですか。

地域づくり推進課：そうです。

委員：市が承認した場合はこの限りでないということになっているが例はあるのですか。

事務局：今後出てきた時に対応するためというものです。

委員：なんらかの要因で急激に業務量が増えた場合などを想定しているということでしょうか。水面下で勝手に再委託されないようなチェック機能ということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：この事務は、従来は市から地区担当員に広報を配達していたのですか。

地域づくり推進課：平成18年から市の職員が当番制で行っております。その前は業者に委託していましたが、地域とのつながりを強くしようということで職員が配達することになりました。

委員：地区担当員は何人ぐらいいるのですか。

地域づくり推進課：60人ほどです。

委員：地区担当員には、個人情報を受託者に渡すということは説明しているのですか。

地域づくり推進課：しています。

会長：よろしいですか。それでは諮問第2号を承認してよろしいですか。

委員：異議なし。

会長：それでは、諮問第2号を承認ということで答申することとします。

では、これより「諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第3号について御説明いたします。この案件は、市民環境部地域づくり推進課が所管する個人情報取扱事務である「滝沢市交流拠点複合施設管理運営事務」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。

なお、冒頭でお話したとおり、この事務については既に実施してしまっているものですので、今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で承認いただき、事務登録したいものであります。

概要としましては、うしろの窓から見えます滝沢市交流拠点複合施設「ビッググループ滝沢」の管理運営について、アルビレオたきざわ共同事業体に委託し、ビッググループの施設利用管理システムの保守管理を株式会社ビーぷるに委託

しているものであります。

なお、ビッグルフ滝沢の管理運営については、「委託」として諮問しておりますが、正確には「指定管理制度」を採っております。「指定管理制度」は、平成15年の地方自治法の改正により、それまでの「管理の委託制度」に替わって設けられた制度であることから、厳密には「委託」と「指定管理」は別物と考えられておりますが、現行の条例、正確には関連例規である「市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱」ですが、これには指定管理に関する規定がなく、「指定管理制度」の前身である「管理の委託」に関する規定が残っているのみであります。今となつては経緯がはっきりしませんが、これは、個人情報保護条例が指定管理制度よりも先に制定されており、後から指定管理制度ができたときに、きちんと整理がされなかったものと考えられますが、「委託」に関して諮問が必要な現状において、地方自治法上の取扱いはともかく、「指定管理」は「委託」ではないとすることは、個人情報保護条例の趣旨に反すると考えられますので、今回「委託」として諮問するものであります。

このあとの諮問第4号及び諮問第5号においても同様であります。

では、諮問書に沿ってご説明します。1ページを御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は、「滝沢市交流拠点複合施設管理運営事務」であります。内容は、滝沢市交流拠点複合施設「ビッグルフ滝沢」の管理運営に当たり、施設の利用申請手続等の際に個人情報を取り扱うものであります。施設利用申請に関しては、滝沢市公共施設利用管理システムを導入しているため、利用申請はインターネットを介して行うことができ、施設利用申請に係る個人情報も当該システムで一元管理しています。

なお、ビッグルフ滝沢の管理運営は指定管理者制度を採用しています。

「2 所管課等」は、市民環境部地域づくり推進課です。

「3 委託先」は、アルビレオたきざわ共同事業体と株式会社ぴーぷるです。

「4 委託の内容」ですが、まず、委託する内容として、アルビレオたきざわ共同事業体に委託する内容は、ビッグルフ滝沢に関する利用申請手続、利用料金の徴収、施設の維持管理等です。株式会社ぴーぷるに委託する内容は、滝沢市公共施設利用管理システムに記録された個人情報の保管及び当該システムの保守管理です。

次に「(2) 委託に含まれる個人情報」ですが、アルビレオたきざわ共同事業体への委託に含まれる個人情報は、ビッグルフ滝沢を指定管理する上で取り扱う必要がある個人情報である住所、氏名、電話番号及びメールアドレスなどです。

株式会社ぴーぷるへの委託に含まれる個人情報は、施設利用申請者又は施設利用申請団体の代表者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレスです。

次に「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「公の施設等の管理運営委託」及び「電子機器操作業務委託」となります。

続いて「5 委託の条件」についてですが、こちらもさきほどの諮問第1号と同様に「参考資料2」の実施要綱の第10条第2項において「委託する場合における条件及び必要な措置は別表第9のとおりであること」が求められ、実際に委託する際には、これらの事項を特記仕様書なりに盛り込んで契約することとなりますが、今回の委託については少し異なっておりまして、アルビレオたきざわ共同事業体への委託については、「滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第11条第1項の規定により、別紙1のとおり協定を締結しています。

また、株式会社ぴーぷるへの委託に関しては、「市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱」別表第9の規定により、別紙2の内容を契約事項といたします。

なお、滝沢市公共施設利用管理システムに記録された個人情報の保管及び同システムの保守管理の部分については、滝沢市交流拠点複合施設管理運営事務において契約を締結しているものであります。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、アルビレオたきざわ共同事業体への指定管理については平成28年6月1日から、株式会社ぴーぷるへの委託については平成28年10月1日から開始しているものであります。

諮問書の説明は以上ですが、「滝沢市公共施設利用管理システム」の詳細について地域づくり推進課からご説明いたします。

地域づくり推進課：システムの概要について御説明させていただきます。このシステムは、ビッグルーフの施設を利用したいお客様がインターネットで予約ができるというシステムになっています。利用するためには、あらかじめ利用者登録をしてもらう必要があります。ここで氏名や電話番号などをお聞きすることになります。利用者登録をすれば、後は、電話でもインターネットでも施設予約ができます。また、インターネットを利用することで、24時間365日いつでも予約が可能になります。セキュリティ面については、まず、システムで収集した情報は、外部のサーバーに蓄積され、それは株式会社ぴーぷるの保守業務においてセキュリティを保ってもらいます。また、利用者とのつながりの部分でのセキュリティについては、SSL認証という端末に対する個人認証が付いております。さらに使用する場合は、利用者が自分で決めたパスワードを入力しなければなりませんので、これによって悪用を防ぐという仕組みになっています。以上で説明を終わります。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：私はこれはとても賛成です。私も他の施設に会員登録して会議室などを借りていますがインターネットで予約ができてとても便利です。

委員：委託先を2つに分けているメリットはあるのでしょうか。

地域づくり推進課：アルビレオたきざわ共同事業体にはこの予約システムを使って施設全体を管理してくださいと委託していて、予約システム自体の保守管理を株式会社ぴーぷるに委託しているということです。

委員：この個人情報を受託業者の両者が同じものを管理しているのですか。

地域づくり推進課：一義的に収集するのはアルビレオたきざわ共同事業体で、システムに入った情報を管理するのが株式会社ビーぷるです。施設では、物販もしておりますので、それらの業者の情報などは予約システムとは関係がないのでアルビレオたきざわ共同事業体のみが保有することになります。

委員：諮問書に記載してある個人情報については一義的には株式会社ビーぷるが管理するというのでしょうか。

地域づくり推進課：両者になります。システムに入ったものは株式会社ビーぷるですが、同じ情報を書類で持つこともあるのでこちらについてはアルビレオたきざわ共同事業体ということになります。

会長：ほかにありませんか。それでは諮問第3号を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：それでは、諮問第3号を追認による承認ということで、答申することといたします。

では、これより「諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第4号について御説明いたします。この案件は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ課が所管する個人情報取扱事務である「滝沢ふるさと交流館管理運営事務」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。なお、この事務についても「指定管理制度」を採っており、指定管理部分については既に実施してしまっており、事務登録もされていないものでありますので、指定管理部分については追認という形で承認いただきたいものであります。事務登録がされていない理由は定かではありませんが、指定管理制度を採る前は、ふるさと交流館に職員を配置して直営としており、その際は事務登録されていたので、指定管理に移行する際に漏れてしまったと思われれます。ただ、廃止の手続きも見受けられないので、単にデータ上の所管替えがうまくいっていないだけということも考えられますが、今回、改めて整理しようとするものです。

概要としましては、滝沢ふるさと交流館の管理運営について、「特定非営利活動法人劇団ゆう」に委託（指定管理の指定）し、現在使用している施設の予約管理システムを廃止して、先ほどの諮問第3号でも触れたビッググループ滝沢の施設利用管理システムに乗り替えするためのデータ移行を株式会社ビーぷるに委託しようとするものであります。

では、諮問書に沿ってご説明します。1ページを御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は、「滝沢ふるさと交流館管理運営事務」であります。内容は、滝沢ふるさと交流館の管理運営に当たり、施設の利用申請手続等の際に、個人情報を取り扱うものであります。

なお、先ほどお話したとおり、施設利用申請に関しては、現在使用している予約管理システムからビッググループ滝沢で使用している滝沢市公共施設利用管理システムに移行し、施設利用申請に係る個人情報も同システムで管理します

。また、滝沢ふるさと交流館の管理運営も、指定管理者制度を採用しています

。「2 所管課等」は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ課です。

。「3 委託先」は、「特定非営利活動法人劇団ゆう」と「株式会社ぴーぷる」です。

。「4 委託の内容」ですが、まず、委託する内容として、「特定非営利活動法人劇団ゆう」に委託する内容は、滝沢ふるさと交流館に関する利用申請手続、使用料の徴収、施設の維持管理等です。

「株式会社ぴーぷる」に委託する内容は、現在使用している予約管理システムから滝沢市公共施設利用管理システムへのデータ移行並びに滝沢市公共施設管理システムに記録された個人情報の保管及び同システムの保守管理です。

6 ページをご覧ください。こちらが、今年度までと来年度からの施設の予約システムの運用を図示したものです。左側が今年度で、上の囲みが「滝沢市公共施設利用管理システム」で、現在こちらを使用しているのがビッグルフ滝沢です。その下の囲みが「施設予約管理システム」で、この諮問の対象である「滝沢ふるさと交流館」と次の諮問の対象である「滝沢市多目的研修センター」で使用しています。来年度からは、施設予約に関するシステムを「滝沢市公共施設利用管理システム」に一本化するために、現在「施設予約管理システム」に入っている個人情報データを「滝沢市公共施設利用管理システム」に移行することを株式会社ぴーぷるに委託するものです。

では、2 ページにお戻りください。「(2) 委託に含まれる個人情報」ですが、「特定非営利活動法人劇団ゆう」への委託に含まれる個人情報は、滝沢ふるさと交流館を指定管理する上で取り扱う必要がある個人情報である住所、氏名、電話番号等です。

「株式会社ぴーぷる」への委託に含まれる個人情報は、施設利用申請者又は施設利用申請団体の代表者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレスです。

次に「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「公の施設等の管理運営委託」及び「電子機器操作業務委託」となります。

続いて「5 委託の条件」についてですが、先ほどのビッグルフ滝沢と同様に「特定非営利活動法人劇団ゆう」への委託については、「滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第11条第1項の規定により、3 ページの別紙1のとおり協定を締結しています。

また、株式会社ぴーぷるへのデータ移行に関する委託に関しては、「市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱」別表第9の規定により、別紙2の内容で契約する予定としております。なお、滝沢市公共施設利用管理システムに記録された個人情報の保管及び同システムの保守管理の部分については、滝沢市交流拠点複合施設管理運営事務において契約を締結しております。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、「特定非営利活動法人劇団ゆう」へ

の指定管理については平成29年4月1日から開始しており、株式会社ぴーぷるへのデータ移行委託については、今年度中を予定しております。

なお、指定管理については5年ごとに指定しており、平成29年4月1日というのは直近の指定日であります。

以上で、諮問第4号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：株式会社ぴーぷるへの委託については、先ほどの諮問第3号と同じですよ。諮問書に添付されている契約書案が異なっているのはなぜですか。

事務局：本件の諮問書に添付されている契約書案は、現行システム内の個人情報为先ほどのビッググループで使用しているシステムへデータ移行する業務に係る契約書案となっています。諮問第3号に添付されていた契約書は、システムの保守管理に関する契約書ですので内容が異なっております。

会長：ほかにありませんか。それでは諮問第4号を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：それでは、諮問第4号を一部追認を含め承認ということで、答申することといたします。

では、これより「諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第5号について御説明いたします。この案件は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ課が所管する個人情報取扱事務である「滝沢市多目的研修センター管理運営事務」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。なお、この事務についても「指定管理制度」を採っており、指定管理部分については既に実施してしまっており、事務登録もされていないものでありますので、指定管理部分については追認という形で承認いただきたいものであります。こちらについては、事業自体は昭和57年から行っていたにもかかわらず、事務登録がされていなかったため、今回、委託の諮問に合わせて事務登録するものです。

概要としましては、滝沢市多目的研修センター及び姥屋敷多目的研修センターの管理運営について、滝沢市多目的研修センターにあつては「公益財団法人滝沢市体育協会」に、姥屋敷多目的研修センターにあつては「岩手花平農業協同組合」に委託（指定管理の指定）し、先ほどの諮問第4号と同様に現在使用している施設の予約管理システムを廃止して、ビッググループ滝沢の施設利用管理システムに乗り替えるためのデータ移行を株式会社ぴーぷるに委託しようとするものであります。

では、諮問書に沿ってご説明します。1ページを御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は、「滝沢市多目的研修センター管理運営事務」であります。内容は、滝沢市多目的研修センター及び姥屋敷多目的研修センターの管理運営に当たり、施設の利用申請手続等の際に、個人情報を取り扱うものであります。

なお、先ほどの滝沢ふるさと交流館と同様に、施設利用申請に関しては、現

在使用している予約管理システムからビッグライフ滝沢で使用している滝沢市公共施設利用管理システムに移行し、施設利用申請に係る個人情報も同システムで管理します。

また、滝沢市多目的研修センター及び姥屋敷多目的研修センターの管理運営も、指定管理者制度を採用しています。

「2 所管課等」は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ課です。

「3 委託先」は、「公益財団法人滝沢市体育協会」と「岩手花平農業協同組合」と「株式会社ピーぷる」です。

「4 委託の内容」ですが、まず、委託する内容として、「公益財団法人滝沢市体育協会」に委託する内容は、滝沢市多目的研修センターに関する利用申請手続、使用料の徴収、施設の維持管理等です。

「岩手花平農業協同組合」に委託する内容は、姥屋敷多目的研修センターに関する利用申請手続、使用料の徴収、施設の維持管理等です。

2 ページをご覧ください。「株式会社ピーぷる」に委託する内容は、現在使用している予約管理システムから滝沢市公共施設利用管理システムへのデータ移行並びに滝沢市公共施設管理システムに記録された個人情報の保管及び同システムの保守管理です。

予約システムに関する部分につきましては、8 ページにあるとおり、先ほどの滝沢ふるさと交流館の場合とまったく同じでございます。

では、2 ページにお戻りください。「(2) 委託に含まれる個人情報」ですが、「公益財団法人滝沢市体育協会」への委託に含まれる個人情報は、滝沢市多目的研修センターを指定管理する上で取り扱う必要がある個人情報である住所、氏名、電話番号等です。

同様に「岩手花平農業協同組合」への委託に含まれる個人情報は、姥屋敷多目的研修センターを指定管理する上で取り扱う必要がある個人情報である住所、氏名、電話番号等です。

「株式会社ピーぷる」への委託に含まれる個人情報は、施設利用申請者又は施設利用申請団体の代表者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレスです。

次に「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「公の施設等の管理運営委託」及び「電子機器操作業務委託」となります。

続いて「5 委託の条件」についてですが、先ほどのビッグライフ滝沢及び滝沢ふるさと交流館と同様に「公益財団法人滝沢市体育協会」及び「岩手花平農業協同組合」への委託については、「滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第11条第1項の規定により、それぞれ3ページの別紙1及び5ページの別紙2のとおり協定を締結しています。

また、株式会社ピーぷるへのデータ移行に関する委託に関しては、「市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱」別表第9の規定により、別紙3の内容で契約する予定としております。なお、こちらも滝沢ふるさと交流館と同様に、滝沢市公共施設利用管理システムに記録された個人情報の保管及び同シ

システムの保守管理の部分については、滝沢市交流拠点複合施設管理運営事務において契約を締結しております。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、「公益財団法人滝沢市体育協会」及び「岩手花平農業協同組合」への指定管理については平成29年4月1日から開始しており、株式会社びーぷるへのデータ移行委託については、今年度中を予定しております。

なお、こちらも平成29年4月1日というのは直近の指定管理の指定の日であります。

以上で、諮問第5号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

会長：ないようですので諮問第5号を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：それでは、諮問第5号を一部追認を含め承認ということで、答申することといたします。

これより「諮問第6号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第6号について御説明いたします。この案件は、企画総務部収納課が所管する個人情報取扱事務である「滝沢市クレジット収納事務」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。なお、この事務は、来年度開始予定の新規事務となっております。

概要としましては、「ヤフー株式会社」が運営するポータルサイトを介してクレジットカードによる市税の納付を可能とするものであります。

では、諮問書に沿ってご説明します。1ページを御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は、「滝沢市クレジット収納事務」であります。内容は、滝沢市税のクレジットカードによる納付環境の整備であります。

「2 所管課等」は、企画総務部収納課です。

「3 委託先」は、「ヤフー株式会社」です。

「4 委託の内容」ですが、まず、「(1) 委託する内容」ですが、インターネット上における利用者の納付書情報の照合及び税額の収納代行であります。

「(2) 委託に含まれる個人情報」ですが、宛名番号、税目及び税額です。

なお、これらの情報は、市が保有する氏名等の情報と結び付けない限り誰の税情報かは分かり得ず、仮に相手方に提供した後にこれらの情報が漏えいしたとしても、これら単独では誰のものかは分からないものですが、その照合性の難易にかかわらず、他の情報と照合することによって特定の個人が識別できるものは、「個人情報」となるため、諮問の対象となるものです。

次に「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「収納金の集

計に係る電算処理委託」となります。

続いて「5 委託の条件」についてですが、3 ページ、4 ページの別紙の内容を契約事項としたいと考えております。

なお、この契約条項案につきましては、本来は、「市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱」別表第9の規定により諮問第2号や第4号及び第5号のデータ移行の委託のような契約条項とするべきですがこれとは若干異なっておりますが、相手方も全国の自治体と同様な契約を締結することから個々の自治体独自の契約条項を入れるのはなかなか難しいということとこの条項案でも最低限必要な事項は網羅していると考えますので、この案で契約いたしたいものであります。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、平成30年4月1日を予定しております。

諮問書の説明は以上になりますが、ここで収納課からクレジット収納の具体的な流れ等について御説明いたします。

収納課：まず、市から納付書を納税者に送付します。同時に収納依頼データというものをヤフー株式会社にインターネット経由でデータ送信します。そして、納付書を受け取った納税者は、ヤフー株式会社のサイト上で納付書に記載されている番号とクレジットカード情報を入力します。そしてヤフー株式会社の方で与信照会をした上で、その分の金額を収納し、収納データを作成して市のシステムにそのデータを返信することで収納代行を行うこととなっております。連携するデータ形式はCVS形式と言って全部数字の羅列によってデータ連携します。以上になります。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：市税というのは固定資産税のことですか。

収納課：市・県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税です。

委員：税金のクレジット収納は、県内ではほかにもあるのですか。

収納課：ありません。

委員：ヤフー株式会社を選んだのは、実績があるからですか。

収納課：そうです。昨年4月1日現在で163団体の実績があります。ただ、東北地区に限るとまだ8自治体しかありません。

委員：収納率の向上はどれくらい見込めるのですか。

収納課：他自治体の実績では1.2パーセント程効果があったというところもあるようです。本市ではどれだけ効果が出るかは未知数のところではありますが、納税機会の拡充という目的でありますので、まずは周知を図っていきたいと考えています。

収納課：率直に申し上げて、クレジット収納の開始が、収納率の向上に直接大きく結びつくとは考えておりません。ただし、納税機会の拡充という視点が重要と考えております。特に固定資産税については、納税者が県外在住ということもありますので、そのような方々の利便性を高めることに効果があると考えております。

委員：議会との協議などはしているのですか。

事務局：特にしておりません。

委員：議会と協議するような問題ではないということですか。

事務局：そのとおりです。行政側の手法の問題なので特段議会と協議するようなことではないと考えています。

収納課：これまでもコンビニ収納を開始したときも特に議会への説明は行っておりませんでしたし、歳出予算には項目計上していただきましたので予算審査の際に何かしらの質疑があればお答えできたのかなと思っております。

委員：クレジットで決済できない場合はカード会社が保証するわけですがその辺はあまり気にしていないのですか。

収納課：クレジットカード会社が市に納付の代行をした後は、クレジットカード会社と納税者との関係になりますので、市としましては、とりっぱぐれがないということになります。

委員：倫理的な問題から弁護士報酬は、クレジットではもらわないということにしているのですが、倫理上の問題はないのですか。

収納課：倫理的な観点からは考えたことはないのですが、国税、県税とクレジット収納が始まっていき、いよいよ市町村税というように広まってきたので、世間的にはこのような方法があるという周知は浸透しつつあると考えております。

会長：ほかにありませんか。それでは諮問第6号を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：それでは、諮問第6号を承認ということで、答申することといたします。それでは、その他に入ります。委員の皆様、または事務局から何かございますか。

事務局：事務局から「個人情報保護条例」の改正について、お話しさせていただきます。

6月の審議会では、今後、市の個人情報保護条例の改正時期を検討していくとお話しさせていただきました。今回の条例改正には「個人情報の定義の見直し」「要配慮個人情報の定義化」「非識別加工情報の仕組みの導入」の3つのポイントがございまして、条例改正に当たり、まずはこの3つをどのタイミングで改正していくかを検討する必要があります。理想としては3つを同時に改正することですが、このうち「非識別加工情報の仕組みの導入」については、もし実施するとなったときのハードルが高く、実際に実施できるのかという懸念があります。これは、本市に限らず他市町村も同様で、国も認識しているところでもあります。そこで、国の方で検討会を立ち上げており、そのとりまとめが今年度中に出るのではないかと見込まれています。このとりまとめ結果が、非識別加工情報の仕組みの実行にどれだけ参考になるものかは分かりませんが、この結果が出た後に、条例改正のタイミングを検討していきたいと考えております。ちなみに、昨年9月1日現在、全国の自治体で「非識別加工情報の仕組みの導入」に関する条例改正を実施済みなのは2団体のみ、この2団体を除き平成29年度中に改正予定としていたのが297団体で、県内の自治体で改

正済みは0。29年度中に改正予定なのが4団体となっております。

事務局からは、以上です。

委員：今の非識別加工情報のことですが、ビッグデータの利用にも関わってくると
思いますが、これは、地方の実情を勘案してやるべきで、周りがやっているか
らとか先行してやるようなことではないと思いますので、滝沢市でその有用性
がどれだけあるかを考慮しながらお考えいただければと思います。

会長：他にないようですので、本日の会議は、これまでといたします。

6 会議資料

諮問第1号 個人情報のオンライン結合による提供について（国民健康保険事務）

諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について（広報等送付事務）

諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢市交流拠点複合施設管理運営事
務）

諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢ふるさと交流館管理運営事務）

諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢市多目的研修センター管理運営
事務）

諮問第6号 個人情報取扱事務の委託について（滝沢市クレジット収納事務）